

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第22号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成4年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(育児休業をすることができる非常勤職員) 第2条の2 条例第2条第4号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。 (1)・(2) 略	(育児休業をすることができる非常勤職員) 第2条の2 条例第2条第5号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。 (1)・(2) 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。